

⊘ 違反是正

管内情勢

山形県は山形牛や米沢牛などのブランド牛、ブランド米のつや姫、郷土料理である芋煮、果物、ご当地ラーメンなど美味しいグルメが数多く存在し、「食」に定評のある県である。

東根市は山形県の中央部、村山盆地に位置し、東は仙台市、南は山形市・天童市に隣接した自然豊かな田園都市となっている。

「さくらんぼ生産量日本一」をはじめ、「住み

よさランキング2021(東洋経済)」では東北1位に輝くなど、非常に勢いのあるまちである。東根市を訪れた際には広大な自然を感じ、美味しい食べ物を存分に楽しんでもらいたい。

消防本部の組織と予防業務体制

東根市消防本部は1本部1署(同建物)で構成され、人口約4万8千人を管轄している。職員数59名で組織されており、本部配属職員の日

勤者が11名、その他の職員が隔日勤務で2交代制を敷いている。

予防業務体制は、本部予防係として日勤者2名が配置されており業務全般を行っている。2交代制を敷く署の隔日勤務者にも6名の予防係兼務職員を配置している。

私は現在23歳で隔日勤務についており、救急、救助、警防隊として現場で活動し、予防係員を兼任している。



でも感謝している。

意識改革

「予防は人命救助の最前線」という考えが定着し、職員全員が予防業務に大きく目を向けるようになった。全員が予防について勉強し、努力し、その知識を共有できるとてもいい環境が整ってきている。「違反処理は当たり前」、3～4年前まではあり得なかったことが、「変えよう、この組織を良くしていこう」とする全員の行動力によって意識改革がなされ実現したのだ。

それに次いで、その他の消防業務でも自然と風通しの良い環境が整い、若手職員が委縮しがちな消防組織のイメージが払拭されつつある。それによって、若手職員が意見を言い、努力したことが生かされ、「若手の成長」につながり上司と肩を並べて仕事ができるようになっていく。お互いが高めあって、良きライバル、良き同僚として日々精進している。私は昨年度まで階級は「消防士」であったが、ここ数年の意識改革により「雑用」だけが若手の仕事ではなく、若いからこそ人命救助のために人一倍努力し、勉強し、市民のためになるような消防士を目指す意思の強さを失ってはいけないことに気づいた。消防職員の本質を見失ってはならないのだ。

救助訓練での気付き

火災を想定した検索救助訓練をしていた時のこと。火炎や発煙、中性帯等はないものの、

若手の努力、違反処理「当たり前」への変化 消防法第5条の3発令と意識改革

東根市消防本部 消防副士長 佐々木智也

検索救助訓練



従来予防体制

予防業務は日勤2名で行っており、予防係を兼任していても、実際にする業務は書類のデータ入力や簡単な事務処理程度であった。

本当に火災予防をしているのか、本当に人命救助に繋がっているのか。定期的に立入検査に行き、違反を発見しても結果報告書で指摘事項を羅列し、郵送するのみ。事業所側からは「一時的」な改修報告書が提出され、翌年の立入検査時には再度同じ違反を指摘する。そんなことの繰り返しはほとんどであった。

変えようとする人と行動力

誰しも、このままではいけないと分かっているながらも行動に移せないことはあると思う。私もその一人であった。消防は縦社会であって、若手の意見は反映されることは無いと思っていた。

そんな中、先陣を切って「変えようとする思い」を行動に移してくれた先輩たちがいた。以前発令した消防法第5条の2について(月刊フェスク2020年8月号に詳細記載)署全員の意見を聞き、様々な若手の意見を反映してくれた。そこから当消防本部は大きく変わったと私は感じている。消防士クラスも思いを伝え、行動に移していいという大きな自信をもらった。そして、「予防は人命救助の最前線」という考えが浸透し、定着していった。

組織を変えようとする人が行動を起こすと仕事の質は良くなり、より効率的な仕事に繋がるのだ。

この一歩踏み出してくれた先輩たちに私はと



署内訓練

いつも現場をイメージして訓練に臨んでいるつもりだった。そんな中、進入経路（避難口）に障害物を置いた訓練の際にふと気付いたことがあった。

実際の火災で建物利用者はどこを目指して逃げるだろうか。間違いなく「避難口、避難通路」だろう。また、消防隊が要救助者を救出に向かうのも「建物利用者の避難通路」である可能性が非常に高い。そして、その避難口や避難通路が物品等で塞がれていたら建物利用者は避難できない。そして、消防隊が建物に逃げ遅れた利用者を救出に向かうこともできないということだ。

私は「予防」を知ったことにより、ひとつの訓練についてここまで深く考え、様々な視点から訓練自体の本質を見るようになり、広い視野を持てるようになったと感じている。

大前提として、救助隊は現場における「最後の砦」であり、「災害発生後」に出動するもの。災害を未然に防ぐ「予防」に越したことはないが、それで火災が無くなることはない。だからそのための「訓練」は勿論重要である。

ただし、その訓練ひとつにしても絶対に「本質」を理解して臨まなければいけない。「ただこなすだけの訓練」では、何も身に付くことはないと感じたのだ。

消防法第5条の3発令署内訓練

当消防本部では、「消防法第5条の3シミュレーション訓練」を定期的実施している。

訓練前には日勤予防経験者や、実際に消防法第5条の3を発令した職員からの講義、「実際にやった人」の所感、アドバイス等を受けてから実技訓練に移る。ただ違反を現認したからといって、闇雲に発令するものでもなく、発令にあたっての条件や相手方とのコミュニケーションの取り方のコツ等、経験者から学ぶことは多い。

実技訓練では立入検査に入ったところから訓練がスタートする。避難障害、消防隊の活動障害になる物件を発見し、消防法第5条の3に基づく命令の発動、教示、公示、実況見分、写真撮影、質問調査、その他必要書類を完成させ訓練終了となる。その後、全体でフィードバックを行い、細かい部分までの反省や今後の課題に

ついて話し合いをする流れだ。

私も実際に消防副士長、消防士の2人1組で訓練を実施した。勉強し、頭の中でイメージして訓練に臨んだが、始めはイメージ通りにはいかず反省点が多く残った。その反面、実際に訓練してみて得たものも多くあった。まず、前提として訓練をやってみないと分からないということだ。次いで、「実際にやった人」には敵わないということだ。そして経験者の下で訓練をしたことで、自分たちだけで消防法第5条の3を発令できるという大きな自信にも繋がった。実際の立入検査に行った時の「見る目、見る点」も大きく変わり、意識改革前の立入検査では持っていなかった、火災予防上危険であればその場で是正させるという意識を持つようになった。訓練でついた自信は、必ず実践に生きてくるものである。

無通告査察

昨年度から防火広報中に市内の物品販売店舗に対する無通告の立入検査（以下「無通告査察」という。）を実施している。内容は事前連絡無しで、営業時間中に店舗の避難口や避難通路の「確認」に行くというものだ。やはり事前通知ありきの立入検査では、関係者側が構えてしまい、立入検査の時のみ避難施設等の物品が整理され、その日だけ「優良な防火対象物」になっているという実態が懸念される。

おそらく立入検査が終われば元通りの状態となる。そんないちごっこの繰り返しになっていた現状を打破するために始めたのが「無通告査察」である。

効果は絶大。無通告査察を開始した直後の立入検査では、出向したほとんどの店舗の避難口前、避難経路内、さらには消防用設備等の周辺には、商品などの物件が乱雑に置かれ、避難障害や消防用設備等の操作障害が生じており、現認した違反はその場で全て除去又は整理させ、違反を是正させていた。

しかし、これを継続したことで店舗側でも「無通告査察」が当たり前になり、今では“常に”避

難通路がきちんと確保されるようになった。さらに系列店間で消防の「無通告査察」について周知され、お互いが注意し合い、常に綺麗な状態が継続され適正に維持管理されるようになった。消防側と店舗側が一体となり人命救助をする理想の形となりつつある。

今回は実際にこの「無通告査察」で違反を覚知し、当消防本部として初めて消防法第5条の3発令に至った事案を紹介したいと思う。

消防法第5条の3発令事案紹介

○違反対象物の概要

用途：物品販売店舗（令別表第一（4）項）

構造規模：S造平屋建て

延べ面積：816.50㎡

関係者：店長A（名宛人）・従業員B

○違反事項

店舗北側バックヤード内（売場から誘導灯で誘導）の避難通路上に、火災の予防に危険であること並びに消火、避難、その他の消防活動の支障となる物件（品出し前の商品が入った段ボール、コンテナ等）が大量に存置されていたもの。

○違反処理の経過（令和3年4月6日）

15時20分：ポンプ隊3名が防火広報中、当該物品販売店舗の無通告査察を実施したところ、避難通路及び避難口前に商品等の物件が大量に存置されている違反事実を現認。

15時43分：避難通路上、避難口前に存置された物件が、火災の予防に危険であること並びに避難、消火その他の消防活動に支障となることが認められ、かつ違反状況等からは是正に時間を要すと判断したことから、実況見分を実施、消防法第5条の3第1項に基づく吏員命令を発令。履行期限は19時00分。名宛人は同店店長Aとしたが店舗に不在（市外在住）だったため、従業員Bを介し店長Aに電話で質問録取、口頭命令を行った。

【命令事項】

火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防活動に支障となると認めるため、

違反是正

店舗北側バックヤード内の避難通路に置かれた段ボール、コンテナ等を令和3年4月6日19時00分までに整理すること。

15時55分：店舗前に標識を設置(公示)し、現場引き上げ。消防本部で概要報告、命令書を作成。
※東根消防では口頭命令後にいったん帰署して命令書を作成している。

なお、店長Aが電話で「明後日まで店舗に行けない。」と話したため、命令書は店長との話し合いで代理人(従業員B)に交付し、受領書に署名押印(顕名)をもらうこととし、現場を引き上げた。

17時30分：従業員からは是正完了の電話を受け、ポンプ隊で出向し是正を確認。命令解除、標識(公示)撤去。また、本日は店に行けないと話していた店長Aが店舗に来ていたため、予定していた代理人(従業員B)ではなく店長Aへ直接命令書を交付し、電話で録取し作成した質問調書の読み聞かせを行い、受領書及び質問調書に署名をもらった。

店長、従業員に対し、避難施設や消防用設備等の維持管理など防火管理業務の再徹底を指導し、現場を引き上げた。

○命令の判断理由と考慮した点

【消防法第5条の3に基づく命令の判断理由】

本命令は、「用途、規模、収容人員、営業時間、物品の種類と量、従業員数、避難口数」を「火災危険」認定の判断材料とした。単に「避難通路に物件があった」から発令したものではなく、様々な周囲事情等による危険要因を勘案したうえで火災危険を認定し発令に至ったものである。

●用途、規模、収容人員

まずは、不特定多数の人(老若男女)が入り出す物品販売店舗という用途、加えてその規模による収容人員(キャパシティ)である。物品販売店舗に関しては当然客数が増えるタイミングは予測不可能なため、発令時の集客状況は勘案していない。仮に利用客0人でも営業時間内であれば発令すべきと考える。逆に定員の決まっている施設等はある程度予測可能であるため、その際は判断材料に加えるかもしれない。

●営業時間

発令は15時台、店舗の営業時間は22時までだったため躊躇なく発令したが、仮に違反覚知が閉店間際であれば発令を躊躇したかもしれない。

以前、同じく防火広報中にビジネスホテルの避難階段への物件存置を発見した際には、チェックイン(15時)までは利用客がいなかったため「15時までに是正すること、15時の時点でこの状況であれば命令に移行する。」と指導したこともあった(が直ぐに是正された)。

この際、「営業開始時間を履行期限として発令してもいいのでは？」という意見も署内であったが、営業時間外等での違反では利用客がいなことから、発令時における具体的な危険は認められないと判断し発令しなかった。

前述の通り、迷うのは閉店間際や休憩時間等で違反を覚知した際の対応や発令する場合の履行期限の設定である。稀なケースだとは思いますが、類似事例や意見があれば他消防本部の皆様にも是非お聞きしたい。

●物品の種類、量に対する従業員数

火災の予防に危険であること並びに消火、避難、その他の消防活動の支障となる物件は、品出し前の商品等が目一杯に入ったコンテナや段ボール等であり、避難通路の幅員は最も狭隘な箇所です約35cm、積上げ高さは最大で197cmであった(平面図、現場写真参照)。なお、命令発令時には従業員1名しかおらず、命令是正にあたり店員1名しか対応できない状況であった。

※ちなみに立ち会った従業員B、電話越しの店長Aも「違反の認識」と「是正意思」はあった。

●店舗の避難口の数

平面図の通り、避難口数は南北に2か所(正面出入口とバックヤード)で、双方に誘導灯が設置されている。避難口が多数あれば考慮したが、2か所しかない避難口の一方が塞がれていたため躊躇なく発令した。また、避難口以外で避難可能な開口部(窓等)も一切無い。

【考慮した点(比例原則)】

●履行期限の設定

結果的には、命令発令に伴い店長Aや他従業



建物平面図



バックヤードの状況

員が店舗に来て手伝ったことで履行期限より1時間半ほど早い是正完了となったが、履行期限の設定にあっては、発令時に店舗に勤務していた従業員B、1名のみでも十分に是正可能な履行期限(約3時間)を設定。社会通念上妥当、かつ必要最低限の時間設定を考慮した。

●法律用語の選択

避難経路が「物置を兼ねているバックヤード」であること、かつ存置された物品が「商品」であることから「除去、撤去」よりも避難通路を最低限確保する「物品の整理」が妥当であると考えた。

【疑義が生じた点】

●公示(標識)の記載内容について

公示に係る標識の記載内容については、交付する命令書の記載内容と相違がないように留意すべきであると解釈しているが、命令書の条文をそのまま記載した場合には、利用者(一般人)には少々内容が伝わりづらいと感じた。命令書の内容と相違無ければ、一言一句同じ文言を使用する必要は無いのではないかと考えた。

《利用者が解釈しやすいように記載(例)》

火災発生時の避難経路となっている店舗北側バックヤード内に段ボール、コンテナ等が置かれていて、火災発生時に避難障害

となり危険な状態です。また、従業員や消防隊の消火活動の支障にもなります。よって、令和3年4月6日19時00分までに整理するように命じました。

この点に関しては全職員から意見集約を実施し検討中であるが、「確かに利用者に伝わりやすい方が良いが、吏員によって齟齬や迷いが生じて命令や公示までに時間がかかってしまう等のリスクを鑑みると、やはり命令書と同内容を記載する方が良い。」というのが大方の意見である。

法律条文から逸脱しない程度での「わかりやすい記載(命令書と公示は同じ内容にする)」の例文を作成し、以前から運用している「吏員命令セット」に追加する方向である。

迅速な危険排除が求められる違反の性質上、詳細な見分や、吏員が判断に迷うが故に命令や公示そのものに遅延が生じることも避けなければならない。そのためには「日頃の準備」が最も重要である。

●2次措置について

履行期限経過後は催告書で是正を促すが、仮に是正されなかった場合にはどのような措置が妥当なのか(大概の事例が命令段階で是正完了するのは十分承知の上での疑問である)。

違反是正

命令事項が一切履行されず引き続き「個別的、具体的な火災危険」が認められる場合、違反処理標準マニュアル(違反処理基準)によると、防火対象物の使用を制約する「消防法第5条の2第1項第1号」の措置に移行も可能となっている。

今回、仮に是正されなければどのような2次措置をとるべきだったのか。建物の階段における物件存置等であれば「〇階以上は使用させない」など階層での制限措置も考えられるが、本ケース(平屋建て、出入口2か所のみ)の場合は? 収容人員やスペースを制限したところで、正面玄関側(避難口)で火災が発生した際の危険は引き続き存在すると考えられる。当消防本部でも様々な意見が出された。

是正されたということもあり明確な結論こそ出なかったが、まさにケースバイケースであり事前の明確な方針策定は実質不可能である。その場に即した組織決定が必要だ。

今回、「是正されたからOK」で片付けてしまうことは簡単だったが、仮説を立てて組織で議論を行うことは予防業務に限らず非常に重要であると感じた。

〇まとめ(事案について)

今回は、全国的にチェーン展開している物品販売店舗における事案であった。

本事案のようなチェーン展開する物品販売店舗では根本的に本社を含めた組織としての防火管理業務体制(仕入れ量や自主検査体制など)に問題があり、個別店舗のみに対する一時的な対応では再度繰り返されてしまう可能性がある。

このことから、消防計画に基づく避難施設等の維持管理や自主検査の不適等、消防法第8条第1項違反を指摘し本社に対して違反是正指導を実施している。

さて、本命令で多くの経験をし、当消防本部は間違いなくまた一歩前に進むことができた。不作為が原因で市民の命を奪うようなことがなによりもあってはならないことである。今後も消極的にならず、より積極的な姿勢で予防業務にあたっていく。

本命令発令後、事案に対して的確な意見やアドバイスを下さった違反是正支援センター様、宮城県仙南広域消防の違反是正支援員(月刊フェスク2021年8月号参照)の皆様、本当にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

火災予防ポスター作製

消防法第5条の3の訓練や実務を経験した中で、「公示」に着目した。実際の無通告査察では「命令をしたら公示(標識)を店の入口に掲示する」ということを伝えると、店舗側はそれを嫌がり是正するパターンが多いと感じた。紙一枚でこれほどの影響力があることに驚いた。

消防法第5条の3を発令したから公示の掲示ができるわけであり、違反が是正されれば公示を剥がさなければならない。公示に似た、同じ効果を発揮できるポスターを作れば、命令の履行期限と関係なく、常に市民の目につく場所に掲示できるのではないかと考えた。火災予防のポスターは様々あるものの、避難通路の障害、整理についてのポスターはあまり目にしたことが無い。避難通路、避難口前の整理を促すポスターを掲示すれば、店舗側の自己啓発にも繋がり、公示よりもポスター化することで更に市民の目につくのではないかと考えた。

次いで、市民が発見した避難障害になるものをその場で消防本部に通報、問い合わせができるように、消防本部の電話番号を記載すれば、市民と消防職員が一体化した人命救助に繋がっていく。通報、問い合わせを受けた私たちは、すぐに現場へ出向し、必要があれば消防法第5条の3を発令し、即時是正させる。

自分の意見を実現するために、消防本部内で実施する消防職員意見発表会で発表しようと考えた。消防職員意見発表会は、自分の考えていること、そして伝えたいことを皆の前で発表でき、実現に繋げることも可能だ。

今年は、コロナ禍で例年より参加人数は少なかったが、自分なりの予防に対する考えや、避難通路障害のポスター作製の必要性や効果など



20代職員集合写真

についての意見を発表し、当消防本部では、今年度中に避難施設の維持管理についてのポスターを作製し、市内の商業施設や店舗等の出入口に掲示することが決定した。

市内小学生へのポスター作製依頼

ポスター作製にあたっては、より多くの人の目につくポスターを作る必要がある。そこで、市内の小学生にポスター作製の依頼をし、フレッシュな考えを表現してもらえば、多くの人が立ち止まって、見てもらえるのではないかと、更に、作製を依頼された小学生たちは、その課題を自宅に持ち帰り、家族と共に火災発生時の危険性や人命の大切さを話し合うことにより市民一体となって火災予防や人命救助を考えるきっかけになるのではないかと考え、現在、実現に向けて動いているところである。

また、このような市民と一体となったポスター作製等を火災予防運動などの機会に実施し、継続していけば、「市民を巻き込んだ」より効果のある火災予防対策の推進が実現できる。

自分自身が発案し、それが市民一丸となった人命救助に繋がるのはとても嬉しいことだ。

当該ポスターは、今、市内の小学校に依頼しているところであり、ポスターの完成と目に見える変化を期待している。

そして、この活動を継続し、人命救助の輪が更に広がっていくようにしていきたい。

最後に

「考えを行動に移せる勇気ある人たちがいたから、時代に合った良い職場環境へと変化していく。前述の通り、ここ数年で実際に職場環境は大きく変化すると私自身、強く実感している。

「実際に経験した人」がいるから、その人たちに教えられて、全員で成長できる。経験を重ねた人、実際にやった人には敵わない。

職場環境に変化をもたらすのは人であり、全員で行動を起こすことが第一歩となる。私もその勇気ある一歩を踏み出すことのできる人になっていきたい。